
AMT/NEWSLETTER

Competition

2025年3月31日

COMPETITION NEWSLETTER(2025/3)

Contents

- I. 下請法及び下請振興法の改正法案－価格転嫁の適正化に向けた制度改正の概要－
 - 1. はじめに
 - 2. 下請法の改正について
 - 3. 下請振興法の改正について
 - 4. おわりに
- II. オーストラリア法改正－義務的な企業結合届出制度の導入－
 - 1. はじめに
 - 2. 経過措置
 - 3. 新制度の概要
 - 4. 今後について
- III. 景品表示法に基づく確約計画が初めて認定された事例－caname 株式会社から申請があった確約計画の認定－
 - 1. 事案の概要
 - 2. 解説
 - 3. 確約手続の今後の展望
- IV. 2024年12月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- V. 事務所 News (受賞歴)

I. 下請法及び下請振興法の改正法案－価格転嫁の適正化に向けた制度改正の概要－

弁護士 原 悦子 / 弁護士 西向 美由

1. はじめに

2025年3月11日、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案(以下「本改正案」という。)が閣議決定され、国会へ提出された。

本改正案は、近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図ることを目的とするものである。

本改正案は、公正取引委員会及び中小企業庁が 2024 年 12 月 25 日に公表した「企業取引研究会報告書」¹の中で、企業取引研究会が取り纏めた現状の課題及びその対応策を踏まえたものである。

以下、本改正案による下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)及び下請中小企業振興法(以下「下請振興法」という。)の主な改正事項及び実務への影響について概説する。

2. 下請法の改正について

本改正案による下請法の主な改正事項は以下のとおりである。

(1) 「下請」等の用語の見直し

現行の下請法における「下請」という用語は、発注者と受注者が対等な関係ではないという印象を与えること、また、「下請」という用語が使われなくなっている現状を踏まえて、本改正案は、「親事業者」は「委託事業者」に、「下請事業者」は「中小受託事業者」に、「下請代金」は「製造委託等代金」へと改称している。また、これに伴い、法の名称も「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」へと改めることとされている。

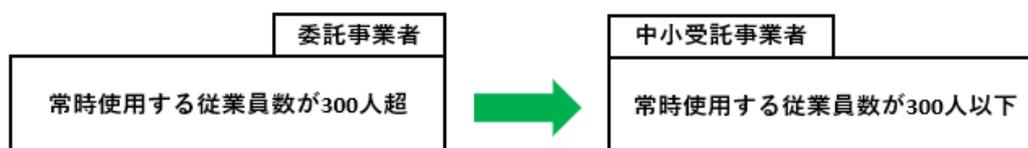
(2) 適用基準の変更(従業員数基準の追加)

本改正案は、適用基準に従業員数基準を導入している(新 2 条 8 項 5 号及び 6 法、同条 9 項 5 号及び 6 号)。

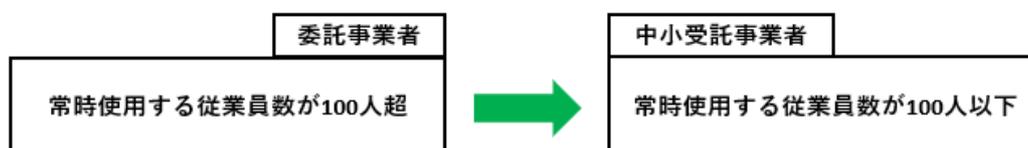
現行の下請法では、親事業者と下請事業者の資本金の額を基準に適用範囲が定められている。しかし、事業規模の大きな事業者であっても資本金が少額であるために親事業者に該当しないケースや、資本金を減資し、あるいは受注者に増資させることによって意図的に下請法の適用を回避するケースの存在が指摘されていた。こうした課題を踏まえ、本改正案は、適用基準として、資本金基準に加え、以下のとおり「常時使用する従業員数」による要件を新設している。

【適用基準】

ア 製造委託・修理委託、特定運送委託及び政令で定める情報成果物・役務提供委託



イ 情報成果物作成・役務提供委託を行う場合（アの情報成果物・役務提供委託を除く）



(筆者らが作成)

これらの改正により、資本金の増減による法の適用逃れを防ぐことが期待される一方、従業員数は通常は公表されおらず、変動があることから、委託事業者にとって取引相手の従業員数を如何に適切に把握するかが大きな課題となる。

¹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241225_kigyotorihiki_1.pdf

同報告書は、2025 年 1 月 23 日まで意見募集にかけられた。同報告書及び寄せられた意見を踏まえて、本改正案が取り纏められた。

現行の基準においても、資本金額の確認に一定の労力を要していると考えられるところ、新たに従業員基準が加わることで、法の適用有無の判別作業が一層煩雑になり、より多くの労力とコストを要することが予想されることに注意を要する。

(3) 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止

本改正案は、下請法の買いたたき規制とは別に、協議を適切に行わない代金額の決定を禁止する規定(新 5 条 2 項 4 号)を設けている。

現行の下請法は、下請代金が「通常支払われる対価＝市価」に比べて著しく低い場合を「買いたたき」として規制しており(現 4 条 1 項 5 号)、給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、「従前の対価」を「市価」として取り扱う運用が行われてきた。しかし、このような運用では、労務費や原材料価格、エネルギーコスト等の上昇局面において、対価は若干引き上げられたものの、コストアップには見合わない引き上げ幅であるというケースについては、「買いたたき」規制の要件には合致しにくいという問題があった(下図「コスト上昇型」参照)。



(出典：公正取引委員会、中小企業庁「下請法・下請振興法改正法案の概要」(公正取引委員会、2025年3月)²4頁)

本改正案は、新たな禁止規定を設け、コスト上昇局面において、中小受託事業者から製造委託等代金の額に関する協議の求めがあつたにもかかわらず、協議に応じず、又は、協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明や情報提供を行わず、一方的に製造委託等代金を決定することにより、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止している。これにより、委託事業者においては、中小受託事業者との交渉プロセスにおいて、より一層、真摯な対応が求められることになる。

(4) 特定運送委託の対象取引への追加

本改正案は、発荷主が運送事業者に物品の運送を委託する取引を、新たに適用対象としている(新法 2 条 5 項、6 項)。

現行の下請法では、発荷主から運送事業者への運送業務の委託は、自家使用役務の委託取引として下請法の適用対象とはされず、いわゆる「物流特殊指定」³の対象とされてきた。しかし、発荷主と運送事業者との取引関係において、契約にない荷役、長時間の荷待ち等の問題が顕在化していることを受け、本改正案は、「特定運送委託」を新たな取引類型として設けて、機動的な執行が可能となるようにしている。

² https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/mar/250311_gaiyou02.pdf

³ 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正取引方法(2004年公正取引委員会告示第1号)

改正案

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



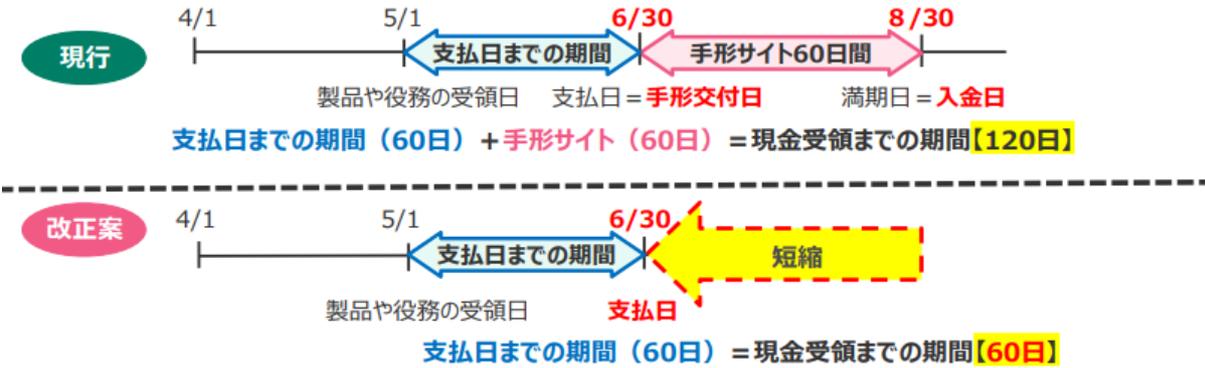
(出典:同上 6 頁)

物流特殊指定においても、下請法と同様に代金の減額や買いたたきは禁止されているが、親事業者の 4 つの義務(書面の交付義務、支払期日を定める義務、書類の作成・保存義務及び遅延利息の支払義務)については定めがない。したがって、特定運送委託を行う委託事業者(発荷主)においては、発注方法の見直し等、追加の対応が必要となる可能性がある。

(5) 手形払等の禁止

本改正案は、手形の交付による支払を禁止し、他の支払手段(電子記録債権やファクタリング等)についても、支払期日までに製造委託等代金に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものについては認めないこととしている(新 5 条 1 項 2 号)。

従来の下請法は、手形の交付等を現金での支払と同様に取り扱うことにより、事実上、親事業者が支払期日を繰り延べることを容認してきたが、本改正案では、支払期日までに現金化できる方法で支払うことが求められている。したがって、これまで手形等を活用して支払を繰り延べてきた事業者は、自社の資金繰りの調整も含め、従前の支払方法を見直す必要がある。



(出典:同上 5 頁)

(6) その他

上記の事項に加えて、本改正案においては、以下の点についても改正が行われる。

- ア 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限が付与され、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣が追加される(新 5 条 1 項 7 号、8 条、13 条)。

- イ 専ら製品の作成のために用いられる木型、治具等が、金型と同様に製造委託の対象物として追加される(新 2 条 1 項)。
- ウ 書面等の交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により提供することが可能となる(新 4 条)。
- エ 遅延利息の対象に減額が追加され、製造委託等代金の額を減じた場合、起算日から 60 日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、遅延利息を支払うことが義務づけられる(新 6 条 2 項)。
- オ 勧告時点において委託事業者の行為が是正されていた場合においても、再発防止策等を勧告することが可能となる(新 10 条)。

3. 下請振興法の改正について

下請振興法は、下請中小企業の経営基盤を強化するための措置を講ずること等により、下請中小企業の振興を図る法律である。本改正案により、下請振興法についても、多段階の事業者が連携した取組への支援や、国・地方公共団体の責務を明確化する改正が行われる。主な改正事項は以下のとおりである。

- ア 下請振興法の名称は「受託中小企業振興法」へと変更され、「親事業者」は「委託事業者」に、「下請事業者」は「中小受託事業者」に、「下請中小企業」は「受託中小企業」に改称される。
- イ 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、2 以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援することを可能とする規定が追加される(新 5 条)。
- ウ 適用対象取引に、発荷主による運送の委託が追加されるとともに、法人同士においても従業員の大小関係がある場合が適用対象として追加され、改正後の下請法の対象外となる取引も含めて支援又は指導・助言・勧奨の対象となる(新 2 条 1 項 6 号、4 項、5 項)。
- エ 国が受託中小企業の振興を図るために必要な施策を推進するよう努めること、地方公共団体が受託中小企業の振興を図るために必要な施策の普及その他必要な取組を推進するよう努めること、さらに国、地方自治体及び関係者が情報交換等、密接な連携の確保に努める旨の規定が追加される(新 23 条)。
- オ 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対し、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨することができる旨の規定が追加される(新 4 条)。

4. おわりに

本改正案は、国会で審議されて成立した後、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。本改正案による改正内容は、下請法の適用範囲を拡大するとともに、委託事業者(親事業者)に対し、価格決定や支払に関する従来の商慣習の見直しを求めるものとなっている。したがって、委託事業者は、本改正案の内容及び趣旨を十分に理解し、自社の取引実態を踏まえた上で、契約条件の再検討や支払方法の変更を含む具体的な対応策を講じる必要があると考えられる。

II. オーストラリア法改正－義務的な企業結合届出制度の導入－

弁護士 中野 雄介 / 弁護士 西向 美由

1. はじめに

オーストラリアにおいて、2024年11月28日、オーストラリア競争・消費者委員会(Australian Competition & Consumer Commission。以下「ACCC」という。)への企業結合の事前届出の義務化を含む改正法案⁴(Treasury Laws Amendment (Mergers and Acquisitions Reform) Bill 2024。以下「本改正法」という。)が成立した。本改正法は、2026年1月1日から施行される。

オーストラリアの現行制度では、企業結合の事前届出の義務は存在せず、企業結合の当事会社は、ACCC に対して、任意での届出が可能であるにすぎない。本改正法は、一定の届出基準を満たす企業結合の当事会社に対して、ACCC への事前届出を義務づけるものであり、当事会社は、ACCC のクリアランスを得るまで企業結合の実行が禁止されるため、日本企業の一定の M&A 計画等に大きな影響を及ぼす。

2. 経過措置

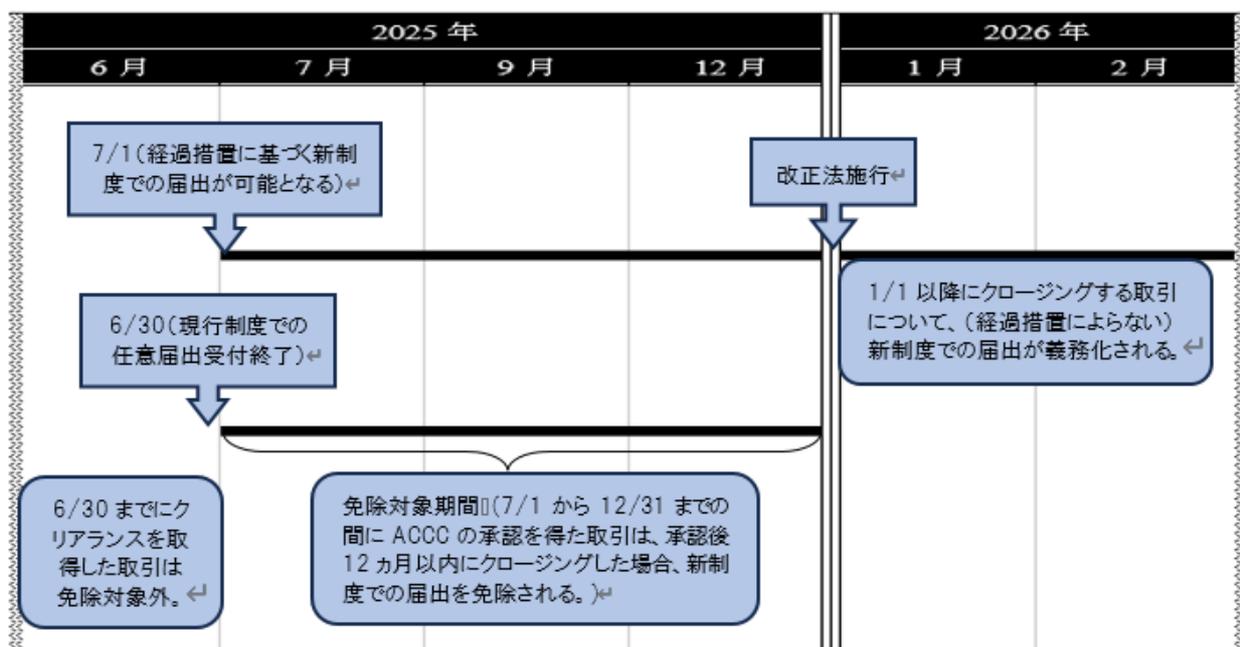
本改正法は、2026年1月1日以降に実行される取引に適用されるが、施行日に先立って、2025年7月1日より新制度による届出を可能とする経過措置が定められている。また、現行制度のもとで任意の届出を行った取引のうち一定の要件を満たすものについては、実行が2026年1月1日以降となった場合でも、新制度のもとでの届出が免除される。

したがって、クロージングが2026年1月1日以降になる可能性がある取引を計画している当事会社は、下記の経過措置の内容を踏まえて、ACCC への届出を行うべきか否か、行う場合のタイミング、現行制度と新制度のどちらで届出を行うか等について、高度な戦略的判断が求められる⁵。

- 現行制度による任意の届出が可能なのは、2025年6月30日までである。
- 当事会社は、2025年7月1日以降、経過措置に基づく新制度のもとでの届出を行うことができる。
- 2025年7月1日から2025年12月31日までの間に、現行制度のもとで ACCC のクリアランスを受けた取引については、クリアランスを受けてから12カ月以内に実行することを条件として、新制度による届出が免除される。
- 2025年6月30日までに現行制度のもとで ACCC のクリアランスを受けた場合は、上記の免除対象とはならない。したがって、2025年12月31日までに実行しない限り、新制度のもとで改めて届出を行わなければならない。
- 現行制度のもとで2025年6月30日までに任意の届出を行ったが、2025年12月31日までにクリアランスを得られなかった場合も、上記の免除対象とはならない。したがって、新制度のもとで改めて届出を行わなければならない。

⁴ https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r7257

⁵ ACCC がこの問題について2025年3月4日付でガイダンスを公表しているため、詳しくはそちらを参照されたい。
<https://www.accc.gov.au/business/mergers-and-acquisitions/transition-to-a-new-merger-control-regime>



(筆者らが作成)

3. 新制度の概要

(1) 適用対象となる取引及び届出基準

新制度における届出基準は下位法令で定められる予定であり、現時点では確定していないが、オーストラリア政府の公表内容によれば、基本的に、オーストラリアと重要な関係を有する対象企業(オーストラリアで事業を行っているか、又は、オーストラリアで事業を行うことを計画している企業)の支配権を変更する場合や資産を取得する場合⁶において、下記の3つの金額基準を満たす場合に届出が必要となる見込みである。

①経済規模金額基準(Economy-wide monetary threshold)は、他の多くの法域と同様、規模の大きな買収に焦点を当てた基準であり、これに加えて、②大規模買収者基準(Very large acquirer threshold)は、大規模企業が比較的小規模な会社や資産を買収するケースを対象としており、③3年間の累積規準(Three-year cumulative turnover threshold)は、連続的に同種の事業の買収を行うケースを捕捉しようとしている。③の基準では、届出要否を検討する際、当事会社が過去3年間に行った買収等が勘案され、累計で5000万豪ドル(大規模買収者の場合は1000万豪ドル)に到達する場合に届出が必要となるという点が特徴的である。③の基準で合算される売上高の対象等、基準の詳細については、今後制定される下位法令において明らかになる見込みである。なお、スーパーマーケット及びその他の特定の部門については、別途届出基準を設定する意向が示されている。

① 経済規模金額基準 (Economy-wide monetary threshold)	<ul style="list-style-type: none"> ● 全当事会社グループのオーストラリア国内売上高の合計が2億豪ドル以上かつ ● 少なくとも2当事会社グループのオーストラリア国内売上高がそれぞれ5000万豪ドル以上、又は、取引価値(transaction value)が2億5000万豪ドル以上
② 大規模買収者基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 買主グループのオーストラリア国内売上高が5億豪ドル以上かつ

⁶ 「資産」の定義は非常に広範であるが、居住用不動産の開発や賃貸を除く営利目的を伴わない不動産取得については、新制度の届出対象から免除される見込みである。免除の詳細については、今後公表されるガイドライン等で明らかになる予定である。

(Very large acquirer threshold)	<ul style="list-style-type: none"> ● 少なくとも2当事会社グループのオーストラリア国内売上高が1000万豪ドル以上
③ 3年間の累積基準 (Three-year cumulative turnover threshold)	<p>(一般的案件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全当事会社グループのオーストラリア国内売上高の合計が2億豪ドル以上かつ ● 同種若しくは代替的な商品又はサービスの累積売上高が5000万豪ドル以上 <p>(大規模買収者による買収案件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 買主グループのオーストラリア国内売上高の合計が5億豪ドル以上かつ ● 同種又は代替的な商品又はサービスの累積売上高が1000万豪ドル以上
	<p>(免除基準)</p> <p>取得対象となる当事者又は資産による売上高が200万豪ドル未満の場合は免除</p>

(2) 審査期間

新制度における法定の審査期間は、①フェーズ1のファスト・トラック(fast track)の審査プロセスにおいては15営業日以内、②フェーズ1の通常の審査プロセスにおいては30営業日、③フェーズ2の審査プロセスにおいてはさらに90営業日、④当事会社がPublic Benefit Testを利用する場合はさらに50営業日、とされている。

本改正法では、審査の迅速化が目標の1つとして掲げられており、ACCCは、約80%の届出対象取引について15から20営業日以内に判断を行われるものと期待すると表明している⁷。他方で、ACCCは、当事会社が10営業日以内にACCCの質問事項へ回答しなかった場合等、特定の事由がある場合に審査期間の進行を停止できる、いわゆる「ストップ・ザ・クロック」に関して広範な裁量を持つため、実際の審査期間はこれよりも長くなる可能性がある。ACCCの質問に英語で即答する体制が整備されていない日本企業にとっては要注意であろう。また、ACCCは、複雑な取引については届出前協議を行うことを念頭に置いており、法定のスケジュールは当該協議が完了するまで開始しないため、実質的な審査期間はさらに長期化する可能性もある。新制度のもとの審査に実際に要する時間については、ACCCが今後行うことあるべき運用に関するアナウンスや改正後のACCCの実務運用を見守る必要がある。

(3) 届出手数料及び届出懈怠の罰則

届出手数料はまだ確定していないが、費用回収の原則に基づいてリスクレベルに応じて設定される予定がある。一方、ファスト・トラック審査や小規模事業者については申請手数料が免除される可能性がある。

ACCCへの届出を懈怠し、又はACCCのクリアランスを得ずに買収を進めた会社及びその買収に関わる役員・責任者は、ACCCにより連邦裁判所へ提訴され、多額の罰金を科される可能性がある。

4. 今後について

ACCCは、新制度におけるプロセス及び届出資料に関するガイドラインについて、適宜のタイミングで公表を行って

⁷ Statement of Goals for Merger Reform Implementation (ACCC) 6頁 参照。

https://www.accc.gov.au/system/files/statement-goals-merger-reform-implementation-september-2024_0.pdf

く予定である⁸。届出基準の正確な数字や提出資料、届出基準への該当性を判断するに当たって重要となる「売上」や「買収グループ」等の定義も、今後の各種規則及びガイドラインによって明らかになることが見込まれるため、引き続き、政府の最新の動向を注視していく必要がある。

新制度の詳細はまだ不確定であるものの、2026年1月1日以降にクロージングを迎える可能性のある取引を計画している事業者は、当該取引が新制度における届出義務の対象となり得る場合には、専門家にも相談の上、ACCCへの届出を行う時期や、現行制度と新制度のどちらで届出を行うべきか等について、経過措置の内容を踏まえた綿密な戦略を策定すべき時期に来ている。また、「3年間の累積基準」への該当性を判断するためには、各社が過去3年間に完了した全ての取引内容を精査する必要があるため、現時点では具体的な取引計画を持たない事業者も、将来の取引計画に備え、過去3年間の取引を洗い出し、「同種又は代替的な商品又はサービスの売上高」に関する情報を収集、整理しておくことは有益であると考えられる。

⁸ 脱稿後である2025年3月20日に、ACCCは、新制度への移行を見据えた企業結合の実体的な審査基準についてのガイドラインのドラフトを公表し、パブリックコメントの手続を開始した。このドラフトには、新制度である「3年間の累積基準」に基づく届出の強制に関連した、同一業界における「連続的な買収」(serial acquisitions)等への言及があり、新制度の内容を理解し、運用を予測する上で重要なガイドラインとなるものと思われる。

<https://www.accc.gov.au/business/mergers-and-acquisitions/consultations-on-merger-regime-changes#toc-merger-assessment-guidelines>

III. 景品表示法に基づく確約計画が初めて認定された事例－caname 株式会社から申請があった確約計画の認定－

弁護士 中野 雄介 / 弁護士 久米 野乃香

1. 事案の概要

(1) 違反被疑行為の概要

caname 株式会社(以下「caname」という。)は、「かたぎり塾」と称するパーソナルジム(以下「かたぎり塾」という。)の運営事業等を営む会社である。caname は、2020 年 9 月 1 日から 2024 年 7 月 31 日までの間、かたぎり塾において提供する運動指導(以下「本件役務」という。)を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、あたかも、表示されている期限までに本件役務の無料体験を行い、無料体験当日に入会した場合に限り、通常 5 万円の入会金が値引きされるかのように表示していたが、実際には、表示していた期限後であっても、無料体験当日に入会した場合は、入会金が値引きされていた疑いがあった(以下「本件違反被疑行為」という。))。



【図①・caname における表示例】

(出典:消費者庁「[caname 株式会社から申請があった確約計画の認定について](#)」別紙)

(2) 認定された確約計画の概要

caname は、消費者庁に対して、①本件違反被疑行為と同様の行為を行わない旨を取締役会で決議すること、②本件違反被疑行為の内容について一般消費者に周知徹底すること、③本件違反被疑行為及び同種の行為が再び行われることを防止するための各種措置を講じること、④本件違反被疑行為を行っていた期間に「かたぎり塾」に入会した一般消費者に対し、支払われた入会金の一部を返金すること、及び⑤①から④までの措置の履行状況を消費者庁に報告することを内容とする、影響是正措置計画(不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。)第 31 条第 1 項。以下「本件確約計画」という。)を申請した。

本件確約計画について、消費者庁は、①措置内容の十分性について、本件確約計画は、近時の景品表示法第 5 条の規定に違反すると認定された事案において命令された措置の内容を含んでいること、また、一般消費者の被害回復に資するものであることを踏まえれば、措置内容の十分性を満たしており、②措置実施の確実性について、本件確約計画は、措置の内容ごとに実施期限を設けていること、また、消費者庁に対し、これらの措置の履行状況の報告をするものであること等を踏まえれば、措置実施の確実性を満たすと判断し、2025 年 2 月 26 日付で本件確約計画を認定した。

caname は、認定された本件確約計画②に基づき、2025 年 2 月 26 日付で自社ウェブサイトにおいて本件違反被疑行

為の内容を公表した⁹。また、併せて、本件確約計画④に基づく被害回復措置として、本件違反被疑行為の実行期間中にかたぎり塾に入会した一般消費者に対して電子ギフト券を送付すること、及び本件違反被疑行為の実行期間中にかたぎり塾に入会した一般消費者のうち、入会金割引キャンペーンが適用されず、正規の入会金(5万5000円(税込))を支払った者に対して、正規の入会金と割引後の入会金との差額を返金することを公表した。

2. 解説

(1) 確約手続の概要

確約手続は、従来の排除措置命令又は課徴金納付命令と比べ、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為をより早期に是正し、消費者庁(景品表示法第38条第1項の規定により内閣総理大臣の権限を委任された消費者庁長官をいう。以下同じ。)と事業者が協調的に問題解決を行う領域を拡大し、景品表示法の効果的かつ効果的な執行に資することを目的として(2024年4月18日付消費者庁長官決定「確約手続に関する運用基準」(以下「確約手続ガイドライン」という。))¹⁰、令和5(2023)年改正景品表示法において導入された。

改正前の景品表示法においては、不当表示等に当たる疑いがある行為に対して消費者庁が採りうる対応としては、事件調査を行った上で、違反を認定できる場合に、措置命令又は／及び課徴金納付命令を行うか、又は違反のおそれがある場合に行政指導を行うかの2択であった。これに対して、今般導入された確約手続は、違反被疑行為をした事業者が、違反被疑行為を是正するための是正措置計画(景品表示法第27条第1項)、又は既往の違反被疑行為による影響を是正するための影響是正措置計画(景品表示法第31条第1項。以下是正措置計画及び影響是正措置計画を総称して「確約計画」という。)を作成・申請し、消費者庁から認定を受けたときは、当該違反被疑行為について違反認定は行わず、法的措置を行わないという点に特徴がある。また、これにより、違反被疑行為がある場合に、事業者が自主的かつ積極的に当該行為の早期是正、再発防止策を実施し、一般消費者への被害回復等を行うことを評価することで、事業者による自主的な是正の取組みを促進させる効果があると考えられている。

(2) 確約手続の対象となる行為

確約手続の対象となる行為類型は、以下のとおりである(景品表示法第26条、第30条)。

- ① 景品類の制限又は禁止(景品表示法第4条)に係る違反被疑行為
- ② 不当な表示(有利誤認表示、優良誤認表示、指定告示に係る表示)(景品表示法第5条)に係る違反被疑行為
- ③ 既往の上記①又は②に係る違反被疑行為

消費者庁は、上記の行為類型のいずれかに該当する違反被疑行為について、「一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めるとき」に確約手続通知を行い、確約手続を開始させることができる(景品表示法第26条柱書、第30条柱書)。

この、「一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めるとき」とは、違反被疑行為を事業者が早期に是正することで、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を迅速に確保し、消費者庁と事業者が協調的に問題解決を行う領域を拡大するという確約手続の趣旨を踏まえ、個別具体的な事案に応じて、違反被疑行為等を迅速に是正する必要性、あるいは、違反被疑行為者の提案に基づいた方がより実態に即した効果的な措置となる可能性などの観点から判断される。また、その判断に当たっては、違反被疑行為がなされるに至った経緯(景品表示法第

⁹ 2025年2月26日付「消費者庁から認定を受けた影響是正措置計画に基づくお知らせ」

(<https://katagiriijuku.jp/news/%e6%b6%88%e8%b2%bb%e8%80%85%e5%ba%81%e3%81%8b%e3%82%89%e8%aa%8d%e5%ae%9a%e3%82%92%e5%8f%97%e3%81%91%e3%81%9f%e5%bd%b1%e9%9f%bf%e6%98%af%e6%ad%a3%e6%8e%aa%e7%bd%ae%e8%a8%88%e7%94%bb%e3%81%ab%e5%9f%ba>)参照。

¹⁰ https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/guideline/assets/representation_cms216_240418_04.pdf

22 条第 1 項に規定する義務、すなわち景品類の提供及び表示の管理上の措置を講じる義務の遵守の状況を含む。)、違反被疑行為の規模及び態様、一般消費者に与える影響の程度並びに確約計画において見込まれる内容その他当該事案における一切の事情が考慮される(確約手続ガイドライン 5(1)及び(2))。

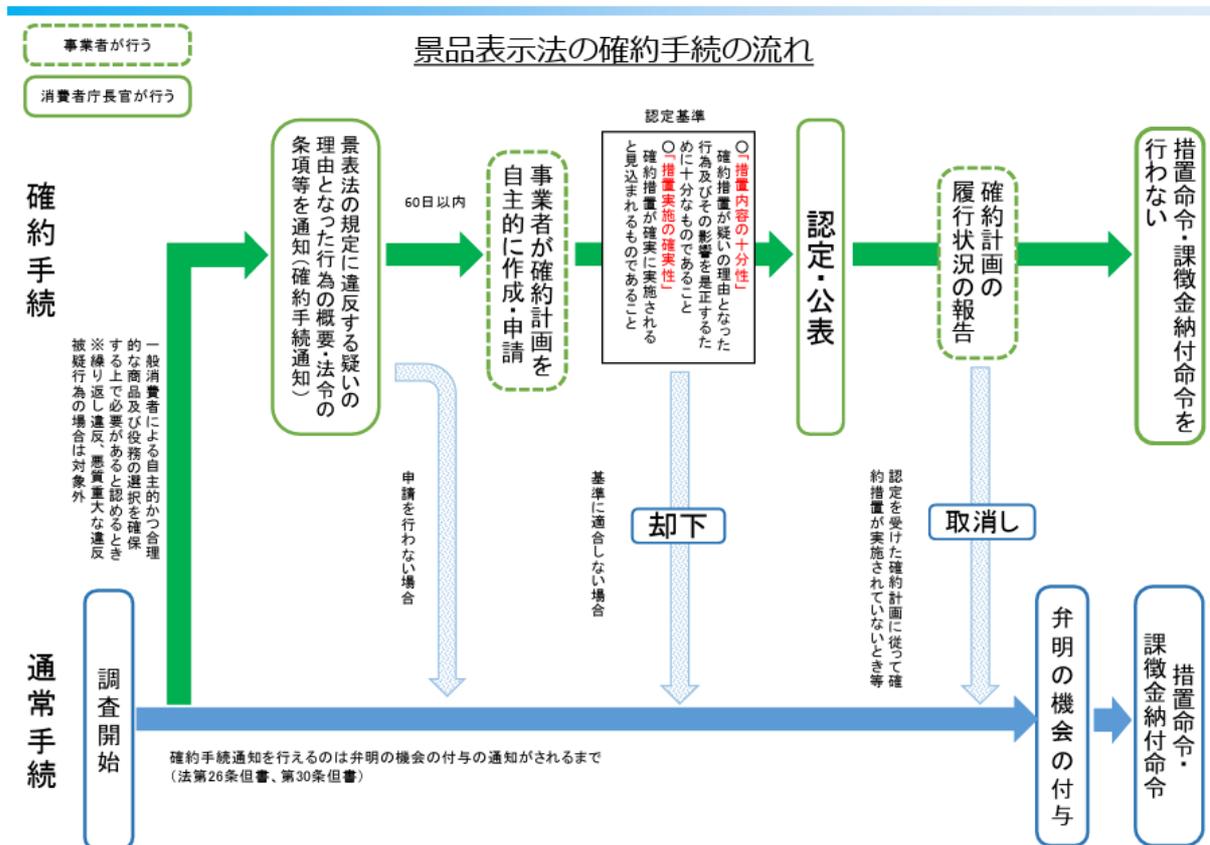
他方で、①違反被疑行為者が、違反被疑行為に係る事案についての調査を開始した旨の通知を受けた日、景品表示法第 25 条第 1 項の規定による報告徴収等が行われた日又は景品表示法第 7 条第 2 項若しくは第 8 条第 3 項の規定による資料提出の求めが行われた日のうち最も早い日から遡り 10 年以内に、法的措置を受けたことがある場合(法的措置が確定している場合に限られる。)、又は②違反被疑行為者が、違反被疑行為とされた表示について根拠がないことを当初から認識しているにもかかわらず、あえて当該表示を行っているなど、悪質かつ重大な違反被疑行為と考えられる場合については、違反被疑行為等の迅速な是正を期待することができず、違反行為を認定して法的措置をとることにより厳正に対処する必要があることから、一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する上で必要があると認めることができないとして、確約手続の対象としないこととされている(確約手続ガイドライン 5(3))。

(3) 確約手続の流れ

確約手続は、大別すると、(1)消費者庁からの事業者に対する確約手続通知(景品表示法第 26 条、第 30 条)、(2)事業者からの確約計画の申請(景品表示法第 27 条第 1 項、第 31 条第 1 項)及び(3)消費者庁による計画の認定(景品表示法第 27 条第 3 項、第 31 条第 3 項)の 3 つのプロセスを経ることになる。この確約手続の流れは、下図②のとおりである。

なお、(1)の消費者庁による確約手続通知よりも前の時点においても、違反被疑行為に関して調査を受けている事業者は、いつでも、調査を受けている行為について、確約手続の対象となるかどうかを確認したり、確約手続に付すことを希望する旨を申し出たりするなど、確約手続に関して消費者庁に相談することができる(確約手続ガイドライン 3)。

1 事業者の自主的な取組の促進 確約手続の導入



【図②・確約手続の流れ】

(出典:消費者庁表示対策課「令和 6 年 10 月 1 日施行改正景品表示法の概要」4 頁)

ア 消費者庁からの事業者に対する確約手続通知(景品表示法第 26 条、第 30 条)

確約手続通知は、違反被疑行為者に対して、①違反被疑行為の概要、②違反する疑いのある又はあった法令の条項並びに③確約計画の認定の申請(以下「確約認定申請」という。)をすることができる旨を記載した、書面による通知である。

消費者庁は、調査の開始から弁明の機会の付与の通知(措置命令に係る行政手続法第 30 条の規定による通知又は課徴金納付命令に係る景品表示法第 15 条第 1 項の規定による通知をいう。)を行うまでの間に、違反被疑行為について確約手続に付すことが適当であると判断するときに、違反被疑行為者に対して確約手続通知を行う。

イ 事業者からの確約計画の申請(景品表示法第 27 条第 1 項、第 31 条第 1 項)

確約手続通知を受けた違反被疑行為者は、確約認定申請をする場合、確約手続通知を受けた日から 60 日以内に確約認定申請をする必要がある(景品表示法第 27 条第 1 項、第 31 条第 1 項)¹¹。

確約認定申請をしようとする事業者は、不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく確約手続に関する内閣府令(以下「確約手続府令」という。)様式第 1 号又は第 3 号による申請書(以下「認定申請書」と総称する。)を用いて確約認定申請をする必要がある。認定申請書には、①是正措置又は影響是正措置(以下「確約措置」と総称する。)が疑いの理由となった行為及びその影響を是正するために十分なものであることを示す資料、②確約措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す資料及び③その他参考となるべき資料(以下「認定申請添付資料」と総称する。)を添付する必要がある(確約手続府令第 4 条第 2 項各号、第 14 条第 2 項各号)。

ウ 消費者庁による計画の認定(景品表示法第 27 条第 3 項、第 31 条第 3 項)

(ア) 確約措置の基本的な考え方

確約計画に記載する確約措置の内容は、申請者が個々の事案に応じて個別具体的に検討する必要がある。

消費者庁による確約計画の認定に当たっては、一般消費者による自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保する観点から、当該確約計画における確約措置が、①違反被疑行為等を是正するために十分なものであること(以下「措置内容の十分性」という。)及び②確実に実施されると見込まれるものであること(以下「措置実施の確実性」という。)を満たす必要がある(景品表示法第 27 条第 3 項、第 31 条第 3 項)。

a 措置内容の十分性

消費者庁は、確約措置が措置内容の十分性を満たしているか否かについて、個別具体的な事案ごとに判断するが、当該判断に当たっては、過去に法的措置で違反行為が認定された事案等のうち、行為の概要、適用条項等について、確約手続通知の書面に記載した内容と一定程度合致すると考えられる事案の措置の内容を参考にするとしている(確約手続ガイドライン 6(3)ア(ア))。

b 措置実施の確実性

措置内容の十分性を満たしても、確約措置が実施されないのであれば、違反被疑行為等を是正することはできないため、消費者庁は、確約措置が実施期限内に確実に実施されると判断できなければ、確約計画の認定をしないこととしている。例えば、確約措置として一般消費者への被害回復を行う場合には、当該措置の内容、被害回復の対象となる一般消費者が当該措置の内容を把握するための周知の方法並びに当該措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法が具体的に明らかにされていなければ、原則として、措置実施の確実性を満たすと認めることはできないとしている(確約手続ガイドライン 6(3)ア(イ))。

¹¹ 確約認定申請をするか否かは、あくまで確約手続通知を受けた事業者が自主的に判断する事項であり、確約手続通知を受けた事業者が確約認定申請をしなかったとしても、その後の調査において、確約認定申請をしなかったことを理由として被通知事業者が不利益に取り扱われることはない(確約手続ガイドライン 6(1))。

(イ) 確約措置の典型例

確約措置の典型例として、以下が挙げられる(確約手続ガイドライン 6(3)イ)。もっとも、確約措置はこれらに限られるものではなく、また、事案によっては、単独の確約措置で認定要件に適合する場合もあれば、複数の確約措置を組み合わせなければ認定要件に適合しない場合もあり、どのような確約措置を採れば認定要件に適合することとなるのかは、事案によって異なる。

- i. 違反被疑行為を取りやめること
- ii. 一般消費者への周知徹底
- iii. 違反被疑行為及び同種の行為が再び行われることを防止するための措置(コンプライアンス体制の整備等の実施、及び当該措置について被通知事業者の役員及び従業員に周知徹底)
- iv. 消費者庁に対する履行状況の報告
- v. 一般消費者への被害回復(返金措置)
- vi. 契約変更(取引先の変更、既存の取引先との契約内容(委託業務の内容等)の見直し)
- vii. 取引条件の変更(違反被疑行為が景品表示法第 5 条第 2 号に違反する疑いのある行為である事案における、表示内容に合わせた取引条件の変更)

(ウ) 本件事案における確約措置

caname は、確約手続通知時点までに本件違反被疑行為を是正し、本件違反被疑行為の影響を是正するための措置(以下「本件確約措置」という。)を内容とする本件確約計画(影響是正措置計画(景品表示法第 31 条第1項))を申請している。消費者庁が認定した本件確約計画における本件確約措置について、上記イに記載した確約措置の典型例に照らすと下表のとおりとなる。

確約措置の典型例	本件確約措置の内容
違反被疑行為を取りやめること	・該当なし(影響是正措置であるため)
一般消費者への周知徹底	・自社ウェブサイトにおいて本件違反被疑行為の内容を公表し、本件違反被疑行為の内容について一般消費者に周知徹底する
違反被疑行為及び同種の行為が再び行われることを防止するための措置	・本件違反被疑行為と同様の行為を行わない旨を取締役会で決議する ・本件違反被疑行為及び同種の行為が再び行われることを防止するために、広告表示に関する役職員への教育の実施や社内チェック体制の強化等の各種措置を講じる
消費者庁に対する履行状況の報告	・影響是正措置の履行状況を消費者庁に報告する
一般消費者への被害回復	・本件違反被疑行為を行っていた期間に「かたぎり塾」に入会した一般消費者(現在かたぎり塾を利用していない一般消費者を含む。以下「対象者」という。)に対し、以下の 2 通りの方法で、支払われた入会金の一部を返金する ① 対象者全員に対する返金措置 2025 年 9 月 30 日までに申し込みをすることを条件として、電子ギフト券を送付する ② 対象者のうち、入会金割引キャンペーンが適用されず、正規の入会金(5 万円)を支払った者に対する返金措置 2025 年 9 月 30 日までに申し込みをすることを条件として、正規の入会金と割引後の入会金との差額を返金する

契約変更	・該当なし ¹²
取引条件の変更	・該当なし

一般消費者への被害回復について、周知の手段、方法等は事業者の自主的な判断に委ねられるものの、消費者庁は、一般消費者への被害回復についての周知期間、方法等が十分ではない場合には、措置内容の十分性を満たさないと判断するとしている（消費者庁「不当景品類及び不当表示防止法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)等に関する御意見の概要及び当該御意見に対する考え方」(以下「パブコメ考え方」という。)¹³No.29)。

本件確約計画は、周知の手段に関して、自社ウェブサイトにおいて被害回復の実施について公表するとともに、対象者に対しては、個別に申込み方法等をメールで送付することとしており、対象者全員に対して適切に周知させる方法であると評価されたものと考えられる¹⁴。また、申込期間を本件確約計画公表から約 7 ヶ月後に設定することで、十分な周知期間を確保していると評価されたものと考えられる。

被害回復の方法について、①の返金措置は、本件違反被疑行為の実施期間において、本件役務の取引を行った一般消費者として caname が特定した者に対して、申出があった場合に入会金の一部を返金する措置であるということができ、これは、景品表示法第 10 条第 1 項に準じた返金措置であると評価することができる。また、電子ギフト券による返金について、具体的な電子ギフト券の内容は明らかではないものの、措置内容の十分性が認められていることからすると、景品表示法第 10 条第 1 項に定める金銭と同様に通常使用することができるものとして内閣府令(不当景品類及び不当表示防止法施行規則第 10 条の 2)で定める基準に適合するものであると思われる¹⁵。

次に、②の返金措置は、本件違反被疑行為の実施期間において、本件役務の取引を行った一般消費者のうち、入会金割引キャンペーンが適用されず、正規の入会金を支払った者について、①の返金措置とは別に、正規の入会金と割引後の入会金との差額を返金するものである。②の返金措置については、違反被疑行為の実施期間において、表示していた期限後であっても、入会金が値引きされていたという点を重視し、違反被疑行為の実施期間中は、値引き後の入会金額が本来的な入会金額であったとみなして返金措置を行っているように思われる。

なお、①及び②の返金措置に基づく返金総額が不明であることに加え、上記のとおり、本件確約措置の内容は、申請者である caname において検討し、消費者庁へ申請したもので、消費者庁も一般消費者への被害回復の方法以外の措置、すなわち過去の措置命令で命令された内容の措置が含まれていることも踏まえて本件確約措置の内容の十分性を判断していることから、①及び②に相当する返金措置を行ったとしても、必ずしも措置内容の十分性が認められるものではなく、確約計画を申請する事業者においては、個別具体的な事案の事情に即して検討する必要があると考えられる。

3. 確約手続の今後の展望

本件は、令和 5 年(2023)改正景品表示法が 2024 年 10 月 1 日に施行されて以降、初めて確約計画が認定された事案

¹² 本件違反被疑行為は、caname の自社ウェブサイトにおいて、あたかも、表示されている期限までに本件役務の無料体験を行い、無料体験当日に入会した場合に限り入会金が値引きされるかのように表示していたにもかかわらず、実際には、表示していた期限後であっても、無料体験当日に入会した場合は入会金が値引きされていたというものであり、変更すべき契約及び取引条件は特段存在しなかったものと考えられる。

¹³ <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000273207>

¹⁴ なお、本件では、被害回復の対象者はかたぎり塾の入会者であるため特定及び個別通知が可能であったが、商流等によっては、被害回復すべき一般消費者を個別に特定することができない場合もある。このような、確約計画の認定の申請時点で特定することができない一般消費者が存在する場合について、消費者庁は、当該一般消費者については、一般消費者への被害回復を実施する旨を適切に周知する等して特定し、返金を行うという計画を立てることは否定しないとしており、被害回復の対象者の特定及び個別通知ができない場合にも、適切に周知を実施すれば措置内容の十分性は認められるものと考えられる(パブコメ考え方 No.28)。

¹⁵ なお、被害回復の方法として、返金以外の方法(例えば、返金と役務における料金充当、自社ポイント等を消費者が選択できるようにすることを条件とする。)が広く認められるかという点について、消費者庁の考え方は明らかではない(パブコメ考え方 No.31)。

である。

上記のとおり、確約計画には、違反被疑行為及びその影響を是正するための是正措置計画(景品表示法第 27 条第 1 項)と既往の違反被疑行為による影響を是正するための影響是正措置計画(景品表示法第 31 条第 1 項)の 2 種類があるところ、本件は影響是正措置計画が認定されている。この点、是正措置計画は、確約手続通知を行うまでの間、すなわち、違反被疑行為を調査の開始から弁明の機会の付与の通知までの間において、事業者が違反被疑行為を継続している場合に作成されるものであり、確約手続通知を行うまでの間に違反被疑行為を継続しているにもかかわらず確約手続通知が行われることは、実務上それほど多くないように思われ、今後も基本的には本件のように影響是正措置計画が認定されるのではないかと考えられる。

また、確約手続は、事業者にとって、課徴金対象行為を自認した上で、調査協力を行うことで一定の恩恵を受けることができるという制度であるところ、類似の意義を有する制度として、自主的報告(景品表示法第 9 条)がある。

自主的報告は、課徴金対象行為についての調査があったことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知する前に、課徴金対象行為を自認した上で、調査協力を行うことで、課徴金が 2 分の 1 に減額されるという制度であるが、確約手続は、課徴金対象行為についての調査開始以後であっても利用可能であること、確約制度を利用した場合には課徴金が賦課されないことという点で、自主的報告と比べても大きな利点がある¹⁶。

他方で、確約手続は、確約手続通知が行われることによって開始するところ、確約手続通知は、消費者庁が「違反被疑行為について確約手続に付すことが適当であると判断する」場合に行われるものであり、消費者庁の裁量に委ねられている。したがって、今後の確約手続の運用については、消費者庁の動向を注視する必要がある。

さらに、違反被疑行為を自認した事業者においては、自主的報告による減額申請を行いつつ、最終的には確約通知を受けて確約手続による事案処理を期待するという点も考えられる。このように、自主的報告による減額申請と確約手続とを両にらみする戦略がどこまで通用するかという点についても、消費者庁による確約手続及び自主的報告の今後の運用を見守る必要がある。

以上

¹⁶ 自主的報告がなされる行為については、むしろ確約手続により処理されるものと考えられ、自主的報告による課徴金減額制度は廃止することが相当であると指摘するものとして、村上政博「独占禁止法の新潮流(第 65 回) 景表法における課徴金制度および確約制度」(国際商事法務 52 巻 10 号)がある。

IV. 2024年12月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2024年12月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ 企業法務のリーガル・リサーチ
2025年3月(著:[鈴木 剛志](#)、[門永 真紀](#)、[綱島 康介](#)、[坂本 佳隆](#)、[福田 淳](#)、[田子 小百合](#)、[吉澤 優](#)、[青木 俊介](#)、[山内 真之](#)) 有斐閣
- ◆ 条解景品表示法
2025年3月(著:[石田 健](#)、[橋本 康](#)、[徳備 隆太](#)、[吉川 智美](#)、[久米 野乃香](#)、[齊藤 三佳](#)) 弘文堂
- ◆ Lexology Panoramic - Dominance 2025 – Japan
2025年3月(著:[山田 篤](#)、[臼杵 善治](#)) Panoramic - Dominance 2025
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 税理士のための中小企業の不正・不祥事対策ブック
2025年2月(著:[嘉納 英樹](#)) 第一法規株式会社
- ◆ Investing In... 2025 - Law and Practice, Trends and Developments
2025年1月(著:[楽 楽](#)、[高橋 玄](#)、[盛里 吉博](#)、[松本 拓](#)) Chambers and Partners
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Lexology Panoramic - Intellectual Property & Antitrust 2025 (Japan Chapter)
2025年1月(著:[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[村上 遼](#)) Lexology Panoramic - Intellectual Property & Antitrust 2025
原文(英語)は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 「覚悟」が伝わる調査報告 損保カルテル問題
2024年12月(著:[矢上 浄子](#)) 日経リスクインサイト
- ◆ デジタルプラットフォームと独禁法に関する問題点～食バログ訴訟を題材に～
2024年12月(著:[石田 健](#)) 法律のひろば(第77巻第6号)

V. 事務所 News(受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1/Tier 1)にランクインしました。競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士が6名ランクインしており、ランクインした弁護士の人数は、日本の法律事務所では最多となっております。

◆ The Legal 500 Asia Pacific 2025

[中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ Chambers Asia-Pacific 2025

[石田 英遠](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)

鈴木弁護士は、2025年版から、新たにランクインいたしました。

詳細は[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ Who's Who Legal: Japan 2024

[石田 英遠](#)、[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)、[臼杵 善治](#)、[矢上 浄子](#)

詳細は[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ asialaw 2024

[中野 雄介](#)

詳細は[こちら](#)から閲覧可能です。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 中野 雄介 (yusuke.nakano@amt-law.com)
弁護士 原 悦子 (etsuko.hara@amt-law.com)
弁護士 西向 美由 (miyu.nishimukai@amt-law.com)
弁護士 久米 野乃香 (nonoka.kume@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。